

大阪で即時開業等をお考えの皆様へ

大阪弁護士会

会長 小原正敏

若手会員への開業支援

“Soffio System”のご案内

当会は、登録2年以内の若手会員¹向けの独立開業支援として、新たに大阪弁護士協同組合と協力し、小規模事務所の紹介、什器・備品の貸与を実施することとしました。

1 小規模事務所のご紹介

弁護士協同組合の協力を得て、小規模事務所(Soffio²)の紹介を行います。

当会が指定する事務所(アーバンオフィス北浜、アーバンオフィス御堂筋)のご利用申し込みを、当会企画部会員サポート課を通じて行っていただくことにより、保証金および1か月分の利用料が免除となります。事務所の面積は、約6㎡~10㎡、利用料は約7.7万円~14万円(別途管理費10,825円)です。詳しくは、それぞれのHPをご覧ください。

(<http://www.urban-office.jp/kitahama>、<http://www.urban-office.jp/midosuji>)

2 什器備品の貸与

Soffioを利用する新人独立弁護士等に対し、その必要に応じて執務用の机、いす、複合機等の什器・備品を無償で貸与します。(無償貸与品の利用に伴う消耗品費、保守修繕費、通信費、電気料金等は、新人独立弁護士等の負担となります。)なお、貸与物品につきましては、弁護士会が指定する商品をご利用いただくことになり、申込者が具体的な商品を指定することはできません。

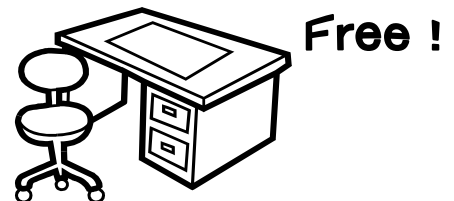
3 指導委託制度の申し込み

1および2の利用を希望される方は、原則として、指導委託制度³利用の申し込みもしていただくこととなっております。

4 最後に

Soffioの紹介および什器備品の貸与により、開業に必要なコストをできるだけ抑えることができるようになります。また、指導委託制度と連携することで、これまで以上に、若手会員の皆様に対し、OJTを含めた充実した支援をしていきたいと思っております。

利用を希望される方は、企画部会員サポート課 則次(TEL:06-6364-1372)までお問い合わせください。



¹ 新人独立弁護士等(新人独立弁護士等の支援に関する規則第2条)

² Support Office with OJT ソフィオ

³ 上記規則第8条

年（平成 年） 月 日

大阪弁護士会 会長 殿

申 込 書

下記実施要領に同意の上、大阪弁護士会新人独立弁護士等開業支援制度 Soffio System の利用を申し込みます。

大阪弁護士会新人独立弁護士等に対する支援に関する規則及び同新人独立弁護士への支援実施細則の趣旨、内容を確認し、これを承諾します。

1 申込者情報

フリ ガナ
氏 名 _____ 生年月日 _____ 年 月 日生 性別 _____

登録番号又は登録予定日 _____ (_____ 期)

事務所名（含予定） _____

事務所住所（含予定） _____

電話番号（事務所） _____ (既設・予定)

(携 帯) _____

ファックス番号 _____ (既設・予定)

メールアドレス _____

[_____] ソフィオシステムメーリングリストに登録を希望します。

【ソフィオシステムメーリングリスト】

主にソフィオシステム利用者相互の意見交換、情報共有のために開設されたメーリングリスト。加入者はソフィオシステムの利用申込みをした会員。

※上記の「含予定」とは今回申し込まれる Soffio ではなく、その前に予定している事務所があればという趣旨です。

2 希望する事項 ※該当するものに○をつけ番号を記入してください

(1) 小規模事務所（Soffio）の具体的な説明をして欲しい ()

(2) 什器・備品の無償貸与 () 希望物品番号（複数選択可）()

[①執務机 ②椅子 ③複合機（インジェット／レーザー）④オープンラック（本棚）]

(3) 新人独立弁護士等指導制度（原則として利用が必要）()

申込手続きは別途ご案内します。

ご提供いただいた個人情報は、大阪弁護士会のプライバシーポリシーに従い厳重に管理し、大阪弁護士協同組合他小規模事務所の利用に関係する業者へ提供するために使用し、それ以外の目的では利用しません。

大阪弁護士会新人独立弁護士等開業支援制度 Soffio System 実施要領

1. 制度の目的

小規模事務所（Soffio）の紹介および什器備品の貸与により、コストを抑えた開業を支援すること。また、指導委託制度との連携により、OJTを含めた物心両面での充実した支援を行うこと。

2. 対象者（新人独立弁護士等）

- (1) 申込時に弁護士登録2年以内の大阪弁護士会会員で次に該当する者
（ただし、裁判官又は検察官を退官した後に弁護士登録をした方を除き、現に指導委託の期間中である方を含む）。
- (2) 司法修習終了後、既存の法律事務所に所属せずに独立した方
- (3) 司法修習終了後、既存の法律事務所に所属した後1年以内に独立した方
- (4) その他支援の必要があると特に会長が認めた方

3. 利用期間

- (1) 什器・備品の無償貸与期間 最長2年間
- (2) 指導委託制度の利用期間 最長1年間（6ヶ月＋最大6ヶ月の延長）
※ 小規模事務所の入居期間について制限はありません。

4. 支援制度の内容

- (1) 指定オフィス Soffio（アーバンオフィス北浜、アーバンオフィス御堂筋）の紹介
協同組合の組合員であれば、保証金と1か月分の利用料が免除となります。事務所の面積は、約6㎡～10㎡、利用料は約7.7万円～14万円（別途管理費10,825円）です。
- (2) 什器・備品の無償貸与
執務机、椅子、インクジェット式複合機、オープンラック（本棚）のうち、ご希望の物品について、2年間無償で貸与します。ただし、その利用に伴う消耗品費、保守修繕費、通信費、電気料金等は、新人独立弁護士の負担となります。これらの物品は弁護士会が用意しますので、新人独立弁護士等が具体的な物品を指定することはできません。指定オフィスを退去される時又は2年間が経過したときには、貸与品を返還していただきますが、弁護士会が定める価格で買い取ることもできます。
- (3) 新人独立弁護士等指導委託制度の利用
原則として、新人独立弁護士等指導委託制度を利用していただきます。会長から委嘱を受けた支援担当弁護士からOJT指導を受ける方法により、弁護士として必要な実務に関する知識及び技能（弁護実務技術・弁護士倫理・事務所経営等）の習得を支援します。詳細は、規則等のほか、別途資料をご参照ください。

5. その他注意事項

- (1) 指定オフィスの利用に関する契約は、新人独立弁護士等との管理業者との間で締結することになり、利用料等の経費は新人独立弁護士等の負担となります。
- (2) 無償貸与品の利用に伴う諸経費は新人独立弁護士等の負担となります。

以上